

退院支援病棟オープンのお知らせ (地域包括ケア病棟)



当院では、急性期治療後のリハビリ・在宅復帰に向けた医療や支援を行うため、平成30年1月「退院支援病棟」をオープンいたします。

退院支援病棟とは

「退院支援病棟」とは急性期治療を経過し、病状が安定した患者様に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病棟です。(2階西病棟40床)

本来は、一般病棟で症状が安定すると、早期に退院していただくことになっています。しかし、在宅での療養に不安があり社会復帰に向けて、もうすこし経過観察が必要な患者様の為に、当院では「退院支援病棟」を準備し、安心して退院していただけるよう支援していきます。

心身が回復するよう医師や看護師、病棟専従のリハビリテーションスタッフ等により、在宅復帰に向けて治療・支援を行っていきます。また、病棟専任の医療ソーシャルワーカーが患者様の退院支援、退院後のケアについてサポートさせていただきます。

どんな場合に入院になるか？

在宅に復帰予定の方であれば、ご利用できますが、主に次のような患者様が対象となります。

- 1) 入院治療により状態は改善したが、当院にて、もう少し経過観察が必要な方
- 2) 入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- 3) 在宅での介護サービス等、療養準備が必要な方

なお、入院期間は、状況に応じ調整いたしますが、60日を限度としております。



入院（急性期治療）



地域包括ケア病棟
(60日限度)



在宅退院・施設入所

入院費について

退院支援病棟(地域包括ケア病棟)に入院された場合、入院費の計算方法が通常とは異なり「地域包括ケア入院料」を算定します。入院費は定額で、入院料・検査料等ほとんどの費用が含まれています。

治療内容によっては、一般病棟より自己負担金が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。(75歳以上ではほとんどの場合増額はありせん)

入院に対する留意点

一般的な血液検査・レントゲン検査・投薬治療は可能ですが、一般病棟で行うような高額な医薬品の投与や特殊な検査・手術には対応できません。

病状の変化により、主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病棟に転棟(変更)する場合があります。